

◎新潟県告示第756号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成20年2月新潟県告示第304号）の一部を次のとおり改正する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																				
<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。</p> <p>なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>三面川水系</td> <td>三面川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>門前川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高根川</td> </tr> <tr> <td>信濃川水系</td> <td>栖吉川</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	三面川水系	三面川		門前川		高根川	信濃川水系	栖吉川	<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。</p> <p>なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>三面川水系</td> <td>三面川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>門前川</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高根川</td> </tr> <tr> <td>信濃川水系</td> <td>栖吉川</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>黒川</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>渋海川</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	三面川水系	三面川		門前川		高根川	信濃川水系	栖吉川		<u>黒川</u>		<u>渋海川</u>
三面川水系	三面川																				
	門前川																				
	高根川																				
信濃川水系	栖吉川																				
三面川水系	三面川																				
	門前川																				
	高根川																				
信濃川水系	栖吉川																				
	<u>黒川</u>																				
	<u>渋海川</u>																				